「平和と人権」市民ネットワーク情報

N017-8

事務局発行(Tu 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp

2017.8/1

たくさんの方が参加しました! 7月17日、『共謀罪のある日常』学習会

◆会場の「伊東ふれあいセンター」ホールにいっぱいの人が集まりました。用意した資料がなくなって慌ててコピーに走ったほどです。53名の来場者がありました。共謀罪への関心(不安、心配)がそれだけ広く共有されている、ということでしょう。

講師の荻弁護士が共謀罪法の骨格を改めて説明したのち、共謀罪施行下で警察がどんなふうに監視活動を強めるか、実際に摘発した事例を上げて危険性を明らかにしました。事例ごとに、会場から「えぇー」というどよめきが起こりました。そして、市民が実際に職務質問されたり、取り調べにあったとき、どんな注意をしたらよいか、どんな権利を行使できるかを具体的に教えてくれました。会場内にはその手の強者が何人もいて、質疑に移ると、「俺はまず警察手帳の提示を求めた」「毅然とした対応が大事だ」等、経験談がいくつもだされました。やり取りを記録に取る、弁護士と連絡を取る、複数の人間で対応する、等々の「自衛策」を共有しました。用心はする、が委縮はしない、ということです。最後に、司会者から、共謀罪法の廃止を求めて抗議の声を上げることが、法の適用に歯止めをかける最も有効な自衛策である、というまとめがあって締めくくりました。

知識の共有と参加者の経験交流ができました。何よりたくさんの人が集まり、銘々が力を得ました。開いた甲斐がありました。 (文責 三好康昭)

◆上記の報告文は、翌日の7月18日に「市民ネットワーク」のHPに掲載したものです。チケットを購入しながら当日参加できなかった人(結果的にカンパをされた方)を加えると、70名以上の方が学習会のチケットを購入されました。事務局では30名規模の集会を目標にしていました。目標の倍以上の方々に協力いただいて、まさに「うれしい誤算」でした。ありがとうございました。

(看板を仕上げる伊藤廣光さん→)



講演の記録がまとまりました

◆講演と質疑の模様を文字起こししました。発言者は荻先生を除いて 12 名に上ります。活気ある意見交換の様子がよく伝わってきます。同封(or 添付)の記録をお読みください。

後日、発言者のお一人、Eさんから以下の補足文が送られてきましたので、紹介します。

警察・検察権力との対応で難しいのは、起訴前の黙秘を原則にした闘いと勾留延長の有無を決める「勾留裁判」での対応の使い分けですね。

私の場合、裁判官の前では氏名、住所、職業を述べ、逮捕の不当性を訴えました。結果、条件付きで(いつでも任意出頭に応じる)釈放を勝ち取りました。検察は直ちに準抗告しましたが却下され解放されました。

釈放後、何回か任意の取り調べを受けましたが、この段階でも黙秘を貫き約半年後、不起訴通知が来ました。

私の闘いを支えてくれたのは、①妻・親・兄弟の理解と応援。②仲間の支援。留置場の中で、「釈放しろ」のスピーカーの声を聞くことが出来ました。③弁護団の検察への働かきかけでした。

45年間封印していましたが「共謀罪」の成立を受け少しでも役に立てばと発言してしまいました。

寄稿ー悪法は廃止してくださいー

一戦後生まれです。小学6年生の夏休みテレビで広島・長崎の原爆の惨状を見て、松川事件 最高裁判決の出る日、テレビで詳細を知りました。また廃品回収の中からアウシュビッツの写 真集を見つけ読みふけりました。読み終わった後の衝撃と景色を60年近く経っても忘れられ ません。この夏休みが戦争は絶対に嫌と思うようになりました。我が子を戦争に行かせないた めには核兵器反廃絶・原発反対を訴えてきました。でも今の日本はどうでしょうか?孫が生ま れた年に原発が爆発しました。それでも被爆国の日本は原発を推進しています。それどころか 安倍政権なってから強行姿勢でつぎつぎと特定秘密保護法・戦争法・共謀罪法を通してしまい ました。最初は議会制民主主義の名のもとで先には独裁的に進められるのでは?これはドイツ のナチスのやりかたと一緒です。テロ等準備罪法は名ばかりの共謀罪法277の項目では一般 人が十分対象に十分なりえます。安倍政権は何のために?戦争は嫌です。だめです。戦争をさ せないためにもとんでもない3法を廃止しなければと思っています。

(城ケ崎、戸田弘子)

【事務局から】

◆「ネットワーク情報」の刊行が不定期になっています。月の20日過ぎに発行することにしていましたが、先々月号から月の前半に、今月号は月初めの発行となりました。イベント開催日とその紹介・宣伝の関係で、不定期の発行が続いています。ご容赦ください。 (M.Y)